

福祉医療制度についてお知らせします

福祉医療とは、乳幼児や、ひとり親家庭の児童、重度の障害の方、高齢で身体の不自由な方々などに、医療費の自己負担を助成し、心身の健康の保持と、生活の安定に役立てていただくための制度です。

◇対象となる人◇

藤里町に住所があり、国民健康保険の被保険者及び、被用者保険本人または被用者保険の被扶養者となっている方で、次の表のとおりです。

福祉医療制度の区分	対象者	申請の際必要なもの
乳幼児	・乳幼児（就学前）	・印鑑 　・医療保険証
ひとり親家庭	・18歳に達する日、以後の最初の3月1日までの間にある児童	・印鑑 　・医療保険証 ・本籍地が藤里町でない場合は戸籍謄本
高齢身体障害者	・65歳以上で、身体障害者手帳4～6級所持者	・印鑑 　・医療保険証 ・身体障害者手帳等
重度心身障害（児）者	・身体障害者手帳1～3級所持者	・印鑑 　・医療保険証 ・身体障害者手帳又は療育手帳

※各制度とも平成20年1月1日以降に転入した方は、前住所地の所得証明が必要です。

注）対象者でも、次の場合は福祉医療の対象にならない場合もあります。

- ① 本人及び扶養義務者の所得が、福祉医療制度で定める基準を超える場合。
- ② 他の法令などにより医療給付を受けている場合。

◇手続きの方法◇

藤里町役場町民生活課健康福祉係に申請してください。（7月上旬に対象者には申請書をお送りします）

【お問い合わせ先】 町民生活課 健康福祉係 ☎79-2113（内線135）

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の 保険料の通知が7月上旬に届きます

7月になると、平成19年中の所得に基づき、平成20年度の後期高齢者医療保険料が確定します。すべての制度加入者の方に通知書が送付されますので、ご自分の確定した保険料額や納付方法をご確認ください。

なお、4月の年金から保険料が引かれている方にも、再度通知書が届きます。これは、4月・6月・8月に引かれる保険料額が平成18年中の所得で仮に算定された額（仮徴収額）となっており、確定した平成19年中の所得で保険料額（本徴収額）を算定し直す必要があるためです。本徴収額から仮徴収額を差し引いた残額が10月・12月・2月の年金から3回に分けて引かれることになります。

また、被用者保険の扶養者であった方で9月まで保険料の徴収が凍結されている方にも、10月以降の保険料額や納付方法をお知らせする通知書が届きます。

【お問い合わせ先】 藤里町町民生活課 ☎79-2113 内線135

秋田県後期高齢者医療広域連合業務課 ☎018-853-7155